

SEMI C49-1110 GUIDE FOR TRIMETHYLBORATE

トリメチルホウ酸のガイド

NOTICE: This translation is a REFERENCE COPY ONLY. If differences should exist between the English version and a translation in any other language, the English version is the official and authoritative version.

免責事項： この SEMI スタンダードは、投票により作成された英語版が正式なものであり、日本語版は日本の利用者各位の便宜のために作成したものです。万が一英語と日本語とに差異がある場合には英語版記載内容が優先されます。

SEMI スタンダード日本語翻訳版をご利用にあたっての注釈を本文の末尾に記載しております（「すべきである」「しなければならない」について等）。

本スタンダードは、Liquid Chemicals Global Technical Committee で技術的に承認されている。現版は 2010 年 8 月 27 日、global Audits and Reviews Subcommittee にて発行が承認された。2010 年 10 月に www.semi.org で入手可能となる。初版は 1995 年発行。前版は 2005 年 11 月発行。

NOTICE: This Standard or Safety Guideline has an Inactive Status because the conditions to maintain Current Status have not been met. Inactive Standards or Safety Guidelines are available from SEMI and continue to be valid for use.

1 目的

1.1 本文書の目的は、半導体産業で使用されるトリメチルホウ酸に対する要求条件を標準化し、またこれらのスタンダードをサポートする試験手順を標準化することである。試験方法は、統計的に有効な結果を示している。本文書はトリメチルホウ酸に対して要求が認められたグレードのガイドも示す。ガイドの場合は、試験方法は統計的に有効となっていない場合がある。

2 範囲

2.1 本文書の範囲は半導体産業で使用されるトリメチルホウ酸のグレードである。

注意： このスタンダードおよび安全ガイドラインはその使用に関連した全ての安全上の問題を取り扱うことを意図していない。この文書の利用者は、その責任において、適切な安全および健康上実施すべき事項を決定し、また使用前に法規制やその他の制限への適用性を判断するものである。

3 制限

3.1 なし。

4 参照スタンダード

4.1 SEMI スタンダード

SEMI C1 — Guide for the Analysis of Liquid Chemicals

4.2 ASTM スタンダード¹

ASTM D5127 — Standard Guide for Ultra-Pure Water Used in the Electronics and Semiconductor Industries

¹ ASTM International, 100 Barr Harbor Drive, West Conshohocken, PA 19428-2959, USA; Telephone: +1.610.832.9585, Fax: +1.610.832.9555, <http://www.astm.org>

注意： 別途指示のない場合、引用された全ての文書は最新版を指す。

5 用語

5.1 なし。

6 性質 (情報目的のみ)

表 1 トリメチルホウ酸の性質

化学式	$\text{C}_3\text{H}_9\text{BO}_3$
CAS 登録番号	121-43-7
20°C での密度	0.915 g/mL
沸点	68.7°C

7 要求条件

7.1 Tier A のトリメチルホウ酸に対する要求条件は表 2 に示す。

8 グレード 1 手順

8.1 本項はこの化学物質には適用されない。

9 グレード 2 手順

9.1 本項はこの化学物質には適用されない。

10 グレード 3 手順

10.1 本項はこの化学物質には適用されない。

11 グレード 4 手順

11.1 本項はこの化学物質には適用されない。

12 グレード 5 手順

12.1 本項はこの化学物質には適用されない。

13 Tier A グレード手順

13.1 示されている純度レベルでの全てのパラメータに対する標準試験方法が開発中である。標準化された試験方法が出版されるまでは、試験方法体系はユーザ・サプライヤ間で決定されなければならない。Liquid Chemicals Global Technical Committee は、SEMI C1 に記載の「方法の妥当性確認」に従った分析方法の妥当性確認を要求する。

14 Tier B グレード手順

14.1 本項はこの化学物質には適用されない。

15 Tier C グレード手順

本項はこの化学物質には適用されない。